奨 学 生 志 望 の し お り

公益財団法人

野 村 学 芸 財 団

◇公益財団法人 野村学芸財団の目的

この財団は、経済的理由により修学が困難な事情にある優秀な学生・生徒に対し、奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成し、あわせて学術および芸術の研究を助成し、わが国の教育の発展と世界文化の進展に資することを目的とする。

◇出願資格

1．高等学校、高等専門学校、大学または大学院（修士課程）に在学し、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者。
2．在学する学校・大学が推薦する者。

◇出願手続

奨学金の給与を受けようとする者は、以下の書類を、原則として在学する学校/大学を経て当財団に提出する。

1．奨学生願書
2．履歴書
3．家計状況調書
4．在学校/在学大学担当教員の推薦書
5．成績証明書（1 年次在学で在学校分がないときは、入学前在籍校分を添付すること）
6．写真（本人単身、胸より上） 1 枚

◇奨学金の金額と支給方法

1．奨学金の基準額（月額）は下記のとおりとする。

高校生	15,000 円
大学生	30,000 円
大学院生	60,000 円

２．奨学金の支給期間

在学する学校・大学の正規の最短修業期間とする。ただし、在学の中途より支給するときは、残りの修業期間を限度とする。

なお、奨学金の支給については、原則として採用年度の 4 月から起算するものとする。

３．奨学金の支給日

4 月・7 月・10 月・1 月の各 10 日（3 か月分ごと）

４．奨学金の支給方法

奨学生本人の指定する銀行口座に送金する。

５．奨学金の休止、停止、廃止

(1) 奨学生が休学し、または長期にわたり欠席するときは奨学金の支給を休止する。

(2) 奨学生の学業または素行などの状況により、奨学金の支給を停止することがある。

(3) 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学学校長・大学学長の意見を徴して奨学金の支給を廃止することがある。

(ｱ) 傷痍疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。

(ｲ) 学業成績または素行が不良となったとき。

(ｳ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(ｴ) 前各号のほか、奨学生として適切でない事実があったとき。

(ｵ) 在学学校・大学の学籍を失ったとき。

(ｶ) その他当財団奨学生として定められている資格を失ったとき。

◇奨学生の義務

１．奨学金については返済の義務を課さない。ただし、次の各号の一に該当する場合は支給した奨学金の返済を求めることがある。

(1) 学業成績または素行が不良となったとき。

(2) 奨学生として適切でない事実があったとき。

(3) 在学学校・大学で処分を受け、学籍を失ったとき。

２．奨学生は、毎学年始めに在学証明書及び前年度の成績証明書を提出する。また卒業時には卒業証明書及び成績証明書を提出する。

３．奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに届け出る。

(1) 休学、復学、転学、または退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 保証人を変更したとき。

(4) 本人または保証人の氏名､住所その他重要な事項に変更があったとき。

◇奨学生の採用決定

１．奨学生の採用は、当財団が設置する奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定する。

２．決定の結果は、原則として推薦した学校・大学を経て出願者に通知する。

３．採用通知を受けた者は、直ちに誓約書を当財団に提出する。

◇願書記入の注意事項

願書は選考上重要な資料であるため、誤りのないよう事実を記入すること。

虚偽の記入があった場合は、採用後奨学生資格を取り消し、奨学金の返済を求めることがある。

なお、出願時に提出した願書及びその他書類の返却には応じないが、個人情報は当財団において厳正に取り扱うこととする。

公益財団法人野村学芸財団　事務局

〒180-0006　東京都武蔵野市中町 1-19-2 矢島ビル 402

TEL・FAX ： 0422-90-2723

e-mail ： sec@nomuragz.or.jp